

平成25年第3回佐渡市議会定例会会議録（第6号）

平成25年6月28日（金曜日）

議事日程（第6号）

平成25年6月28日（金）午後2時00分開議

第1（総務文教常任委員会付託案件）

議案第75号から議案第81号まで、議案第83号から議案第85号まで、及び議案第87号
（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第74号、議案第86号及び議案第88号、請願第2号
（産業建設常任委員会付託案件）

平成24年陳情第5号

第2 議会改革特別委員会の報告

第3 発議案第4号

第4 発議案第5号

第5 議案第82号

第6 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24名）

1番	山田伸之君	2番	荒井真理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	中村良夫君	14番	村川四郎君
15番	佐藤孝君	16番	金光英晴君
17番	猪股文彦君	18番	金子克己君
19番	根岸勇雄君	20番	近藤和義君
21番	竹内道廣君	22番	加賀博昭君
23番	岩崎隆寿君	24番	祝優雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
教育長	小林祐玄君	総合政策監	藤井裕士君
会計管理者	本間佳子君	総務課長	計良孝晴君
総合政策課長	大橋幸喜君	行政改革長	清水忠雄君
世界遺産推進課長	石山勉君	財務課長	伊貝秀一君
地域振興課長	藤原淳君	交通政策長	渡邊裕次君
市民生活課長	川上達也君	税務課長	原田道夫君
環境対策課長	名畑匡章君	社会福祉課長	笠井寛君
高齢福祉課長	佐藤一郎君	農林水産課長	渡辺竜五君
観光振興課長	濱野利夫君	産業振興課長	羽生靖君
建設課長	金田一則君	上下水道課長	和倉永久君
学校教育課長	吉田泉君	社会教育課長	小林泰英君
両津病院院長	塚本寿一君	監査委員局長	島川昭君
農業委員会事務局長	長敏宏君	消防長	深野俊之君

事務局職員出席者

事務局長	源田俊夫君	事務局次長	中川雅史君
議事調査係	齋藤壮一君	議事調査係	太田一人君

午後 2時00分 開議

○議長（祝 優雄君） ただいまの出席議員数は24名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第75号から議案第81号まで、議案第83号から議案第85号まで、
及び議案第87号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第74号、議案第86号及び議案第88号、請願第2号

（産業建設常任委員会付託案件）

平成24年陳情第5号

○議長（祝 優雄君） 日程第1、これより各常任委員会に付託した案件についてを議題とします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

中川隆一君。

〔総務文教常任委員長 中川隆一君登壇〕

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第75号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第12号）について）。本案は、平成24年度佐渡市一般会計予算について、特別交付税の額の確定等に伴い、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ3億3,749万9,000円を追加し、予算総額を583億5,811万6,000円とする補正予算を本年3月31日付で専決処分したことについて承認を求めるものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第76号 佐渡市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、本年3月をもって川茂小学校が閉校したことに伴い、川茂教職員住宅を廃止するよう佐渡市教職員住宅条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第77号 佐渡市ふれあいハウス条例を廃止する条例の制定について。本案は、佐渡市ふれあいハウスについて、当該入居者が退出したことに伴い、行政改革の一環から廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第78号 佐渡市緊急情報伝達システム屋外整備事業工事請負契約の締結について。本案は、佐渡市緊急情報伝達システム屋外整備事業について、本年5月21日に執行した指名競争入札における落札者と工事請負契約を締結するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第79号 佐渡市緊急情報伝達システム整備事業引込設備工事請負契約の締結について。本案は、佐渡市緊急情報伝達システム整備事業引込設備工事について、本年5月21日に執行した指名競争入札における落札者と請負契約を締結するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとし

て決定しました。

議案第80号 消防救急無線デジタル化設備整備工事請負契約の締結について。本案は、消防救急無線デジタル化設備整備工事について、本年5月21日に執行した指名競争入札における落札者と請負契約を締結するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第81号 平成25年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について。本案は、平成25年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ6億1,128万7,000円を追加し、予算総額を529億1,128万7,000円とするものであります。主な内容は、離島活性化交付金事業7,628万6,000円、企業6次産業化推進モデル事業1,275万円、風疹予防接種事業720万円、火葬場整備事業2億8,430万1,000円であります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、他の委員会が付した意見は次のとおりであります。意見。市民厚生常任委員会。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、予防接種事業720万円について。当該経費は、風疹予防接種費用の一部を助成するものであるが、先天性風疹症候群の発症を防止するため全額助成とすることを求める。風疹以外の任意接種についても全額助成とするよう検討されたい。また、風疹予防接種の重要性及び当該助成制度について、対象者全員から理解されるよう積極的に周知されたい。

議案第83号 相川支所・相川消防署庁舎等建設（建築）工事請負契約の締結について。本案は、相川支所・相川消防署庁舎等建設（建築）工事について、本年6月11日に執行した一般競争入札における落札者と請負契約を締結するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第84号 相川支所・相川消防署庁舎等建設（電気設備）工事請負契約の締結について。本案は、相川支所・相川消防署庁舎等建設（電気設備）工事について、本年6月11日に執行した一般競争入札における落札者と請負契約を締結するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第85号 消防ポンプ自動車（CD-I型）購入契約の締結について。本案は、消防団相川方面隊に配備するための消防ポンプ自動車（CD-I型）について、本年6月11日に執行した指名競争入札における落札者と購入契約を締結するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第87号 平成25年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について。本案は、平成25年度佐渡市一般会計予算について、国民健康保険税の本算定に伴い、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1億4,939万8,000円を追加し、予算総額を530億6,068万5,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（祝 優雄君） これより議案第81号 平成25年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）についての質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） それでは、議案第81号 平成25年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について質疑を行います。委員長報告に対して質疑を行います。

ご案内のように、この間私ずっと言い続けてきているのでありますが、市民厚生常任委員会以外意見もついていないものですから、中身がどのようなになっているのかも非常にわかりにくいので、お尋ねをしたいということでもあります。1点目は、歳入における緊急雇用創出事業臨時特例基金の2,400万円は、ご承知のとおり深刻な雇用状況に対応する国の経済対策の関連としての活用であります。これは、介護、農林、観光等において失業された方々に就業の機会をつくっていく、そして今後に続くものとなるようにするというのが制度の大きな考え方であります。単純にそのときのみの雇用費用に結びつけるものではないと思いますが、この点は大丈夫なのか、十分工夫もされているのかお尋ねをしたい。

2点目は、フィルムコミッション事業の1,000万円の予算であります。本会議の上程のときの質疑でもありましたが、特定企業などへの予算化となっていないか。また、十分に地域に生かされる予算となっているのか、審議の中身についてお尋ねをしておきたいと思います。

3点目は、教育費の博物館の関連です。博物館のこの備品購入費380万円は、具体的には何を購入する予算なのか。この予算は、もともと1億2,127万円で民間の博物館を市運営で行うことを前提にしていたものでありましたが、いろんな問題があるということで議会上程前に380万円の予算に差しかえた経緯がありますが、本会議上程時での市長の答弁では、差しかえはしたが、市の考え方は変わらない、つまりもともとの1億2,127万円の構想と同じだということを明らかにしておりますが、これとの関連で380万円を支出することは問題ないのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

産業建設常任委員長、村川四郎君。

○産業建設常任委員長（村川四郎君） それでは、中川直美議員の質問にお答えさせていただきます。

緊急雇用創出事業臨時特例基金2,400万円について、この雇用は今後も続くものとなるようにするもので、単純にそのときのみの雇用費用に結びつけるものではないと、この点は大丈夫かというご質問です。これは2,400万、9人分の雇用を目的として出された補助金でありまして、継続的雇用に結びつくにはどうしたらいいかということで委員会も大変もめにもめまして、3日間この予算審議に費やしました。これは、原則としては失業となった方を雇用して、来年の3月まで、7月から3月まで9カ月分の雇用のための予算であります。これは、内容としては中で2つに分かれていまして、1つは佐渡産品再生戦略事業ということで、企業の6次産業化推進モデル事業委託料として、これは佐渡特産品市場に5人分として1,275万円を予算化しております。もう一つは、観光振興対策事業として4人分、940万5,000円を、これは中でまた3つに分かれていまして、小木航路観光誘客推進事業委託料として2人を、南佐渡観光協会に467万9,000円、それから次に観光ガイド推進事業委託料として1人分297万6,000円を観光協会のガイド養成として配分しております。もう一つがジオパークPR事業委託料として、ジオパーク協議会に1人分で175万円という構成になっております。今までの国のこの緊急雇用対策事業というのは、麻生政権のときからあるのですけれども、製造会社とか、それから建設業で解雇または解雇になる方を雇用延長という形で配分されたのですけれども、確かに議員が心配するようにその予算が終わるとやはり解雇に結びついてしまうということで、その辺のところを何とか今回のこの執行部から出てきた予算は継続につながるのかというところで審査させていただきました。

結果、その辺のところ賛否両論いろいろありましたけれども、佐渡産品再生戦略事業のほうは現在2次、

3次産業という形で開業3年、4年目を迎えて、まだまだ利益は出ていませんけれども、売り上げは順調に伸ばしているし、農家からの農産物の生産農家もふえているということで、農業と2次産業の加工、そして販売の3次ということで、佐渡市が目指す6次産業化のモデル事業として認めることにしました。

もう一つ、観光振興対策事業は、これは雇用の創出と観光振興が、これから北陸新幹線開通も含めて何とか佐渡市の観光再生に向かって頑張らなければいけないというところで、その辺を評価しまして委員会としては認めたわけです。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

総務文教常任委員長、中川隆一君。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 中川議員にお答えをいたします。

お尋ねの備品購入費380万につきましては、財団法人佐渡博物館が今年度中に解散する方針であることから、その清算のために要する費用を捻出するために当てられた佐渡市の分であります。具体的にということなのですが、380万円に見合ったものを購入したいというふうに聞いております。

2点目についてであります。今回の当委員会の審査は、あくまでも補正予算に計上された備品購入費380万円に対する審査でありまして、当委員会が今回経費を認めたからといって、新聞報道もされましたけれども、博物館再編計画まで了承したということではありません。当委員会といたしましては、佐渡博物館再編計画については現在白紙に戻ったものと認識をしております。

なお、本件につきましては当委員会の継続調査としておりますので、今期定例会終了後速やかに調査を開始したいと考えております。

以上であります。

〔「議長、答弁漏れ」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 後で、あるでしょうから、しましょう。

中川直美君の質疑を許します。

○8番（中川直美君） 本人もお気づきになったようですが、2番のフィルムコミッション事業、わざと抜いたのかどうか分かりませんが、答弁漏れだったので、お答えいただきたいと思うのですが、まず1点目の緊急雇用創出事業の関係です。今ほどの委員長の報告ですと、9人分、9カ月ということです。ご案内のように、委員長も触れておりましたが、この間の深刻な不景気の中で、ふるさと雇用なんかも含めまして、ここに書いてあるように失業された方や何かを後につなげるためということで、かなり国も手を打ってきた。ただ、話を伺っていますと、1つは産業振興ともう一つは観光ということで甲斐市長も力を入れている分野なのでありますから、これ9カ月と言わずもうちょっと常用雇用につながるような形、これが切れた後つながるような形にはなっていないのかどうかお尋ねをしておきたいのが1点です。

もう一点は、6次産業化の関係で特選市場というお話がありましたが、これはたしか私の記憶ですと、過去に違う事業を入れて何年かのスパンでやってきた事業だろうというふうに思うのです。それとの関連はどうなのか。わかりやすく言えば、そっちの補助事業がなくなったから今度はこれに目をつけて、ここからとるというものも、言い方は変ですが、そういうふうにも見えるのですが……

〔「そのとおり」と呼ぶ者あり〕

○8番（中川直美君） そのとおりという声が聞こえていますが、その辺がどうなのかちょっとお尋ねをし

ておきたいと思います。

フィルムコミッションは、またお答えいただきますが。

あと、教育委員会の博物館の備品購入費であります。結局財団の解散に伴う清算のための資金調達に見合ったものを買うということなのですが、あそこには380万ぐらいの価値があるものはあるのでしょうか。それが1点。

2点目は、当委員会は白紙に戻ったということを言うのですが、市長そのものは、この上程のときの本会議での私の質疑に対して、予算は差しかえたのだが、構想は変わらないと言っているわけで、総務文教委員会が幾ら白紙に戻ったと思っても市長は変えていないというのが私の認識なのですが、その辺を改めて聞いておきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

産業建設常任委員長、村川四郎君。

○産業建設常任委員長（村川四郎君） 失礼しました。フィルムコミッション事業について答弁が漏れておりました。フィルムコミッション事業1,000万円、これはうち800万円を市が映画の制作会社に委託していろいろ事業をやっていただくPR事業、これは実は特定の会社にとということなのですけれども、映画の放映権というのはその配給会社が権利を持ちますので、例えばメディア向けのPR事業とか誘客、いろいろ著作権の問題でそうせざるを得ぬということで、こちらのほうで、例えば内容的にはメディア向けのPR事業50万、8月29日です。それから、誘客イベント開催事業、8月30日、小木、300万、それから島内先行上映会、11カ所で8月から9月にかけて始まりまして300万、これは入場料の補助です。約6,000人、1人500円の補助をして佐渡の島民の方々に見ていただくということで300万、6,100人分です。それから次に、パネル展を9月中旬ごろから行いまして、その中にPRのブースをつくり、首都圏、関西圏、それから県内の劇場5カ所、1カ所40万ということで150万、これは映画の撮影状況の紹介のほかに佐渡の観光のPRも行っていていただくということです。それから、そのほかに、これでトータルで800万です。あとの200万は佐渡市が実施する事業で、その現地への職員の派遣とか、地元ロケ地からの具体的な要望はないのですけれども、ロケ地のほうに看板の設置等々を考えております。それから、7月から首都圏の連合会などで佐渡の観光を兼ねたこの映画のPRブースを設けるということで、トータル1,000万ということになっております。

先ほどの緊急雇用の事業ですけれども、今予算が終わった後、継続雇用ができるのかというところで、特産品市場の長期計画を非常に詳細に計画を求めまして、利益を出すにはなかなか大変であるけれども、1次産業、2次産業、3次産業と6次化を進めていくことによって、何とか6年後、7年後、ことし4年目なのですけれども、利益が出るような形に持って行ってほしいと。これを佐渡市の今後のモデル、参考にもしたいということで予算を認めたわけです。

それから、途中で計画が変わったのではないかとということなのですけれども、現在農家の方が96人、当初30人台だったのが順調にふえて96人、今後百六、七十軒の農家からの特産品の配給も計画しておりますけれども、そのほかに1次産品をブランド化することによって、それを加工してさらに利益が上がる方向に変換したということで了承いたしました。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

総務文教常任委員長、中川隆一君。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 中川議員にお答えをいたします。

380万、それほどの価値があるものかということですが、その380万円の価値があるかどうかというのはわかりませんが、その金額相応のものを購入すると聞いておりますし、また市長のお考えが変わってはいないのではないかということなのですけれども、そのことにつきましては市長のお考えですので、私のほうからは何ともお答えしかねます。ただし、委員会といたしましては、今回の380万につきましてはあくまでも財団を解散するための必要経費だということで、それは解散をするに当たっては必要なのですから、認めましょうということで一応白紙、スタート、これから執行部がどういう提案をされてくるのかはわかりませんが、一から積み上げて審査をしていきたいと思いますという考え方であります。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君の質疑を許します。

○8番（中川直美君） 最後の博物館の関係です。優秀な総務文教常任委員会が白紙に戻ったというのですから、ゼロからやるというので、そこを信じたいと思いますが。

フィルムコミッション事業の関係です。そうすると、今回通告にも書いてあるのですが、上程のときに何か特定の企業への予算化みたいな話もあったし、地域に観光として受け入れ態勢にやっぱり問題があるのではないかみたいな上程の質疑もあったわけなのだが、その点については産業建設常任委員会としては問題なしというふうに判断したと思うのですが、そういうことなのかが1点。

もう一点は、例えばチケット購入、上映チケットの云々という話がありましたが、そうすると映画会社みたいのはもともと営利企業です。佐渡市のフィルムコミッション事業という佐渡市が取り組んでいる事業ではあるのだけれども、民間会社がやる佐渡をPRしてもらえるようなものも含めて、この種の事業にも同じように対応していくということに今後になってしまうのではないかという気もするわけですが、そうすると今後も、例えばチケット購入であったりとか、今回ほど予算は支出するかどうかは別にしまして、こういった佐渡をPRする、この種の民間の営利の事業にもこういった対応が今後見込まれるというふうに、そこまで審査はしていないと思うのですが、ただ今後のためにはやっぱりきっちりここは審査しておく必要が私はあると思うものですから、その辺はどのように皆さん方審査されたのかお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 産業建設常任委員長、村川四郎君。

○産業建設常任委員長（村川四郎君） 今のご質問にお答えいたします。

最初に述べましたとおり、映画の権利、放映権が配給会社にありますので、それとこの種の映画にこういう形の支援をするのかということなのですけれども、議員ご指摘のように、私が執行部から聞くとところによりますと、今まで佐渡の関係の映画はいろいろありました。たしかフィルムコミッション事業の中では、「釣りバカ日誌」を持ってきたらどうか、寅さんのようなものをつくったらどうかという話も昔の委員会であって、そのときに膨大な、何千万というような予算を市が出さなければいけないということで、そういうものは立ち消えたのですけれども、今回のこの映画はいわゆる佐渡における島民の美談で、十分全国にPRすべき価値もあるし、もう一つ今宣伝しているので、ほかにも、映画の名前は言えませんが、片仮名名のもあったりしますけれども、このこれまでこの映画の作成においてほとんど市は財

政を負担していないのです。せっかくのこういう映画を、佐渡の印象と、それから観光に結びつけるのにはこのぐらいの予算、本来ならば佐渡市がやってもいいけれども、放映権の関係で配給会社にあるということで、配給会社にこれをやっていただくので、いいのではないかとということで、それ以上の議論は委員会からは出なかったと思います。

○議長（祝 優雄君） 次に、加賀博昭君の質疑を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 議案第81号について質疑を行います。私が質疑をやるについては討論を行うために行う質疑でございますので、難しいような議論をするための質疑ではございませんので、委員長にはあらかじめ質問要旨を私の持っているのと同じものを差し上げてありますので、それで質疑を進めてまいります。

そこで、（１）の差しかえ前の金額等については、先ほどの中川君の質問で乾いておりますので、これは質疑をいたしません。

それから、（２）の差しかえ金額380万円の内容についても質疑をいたしません。

３番目の（３）のいかなる内容の事業がどのように変わったのかということについても質疑をいたしません。

４番目、一般会計補正予算で国県補助金のない大型事業は、今度の補正予算では博物館予算しかなかったと思うが、間違いないか。

５番目、差しかえに至る経過であるが、６月５日、告示日の全員協議会で博物館の説明不足が指摘され、６月13日に議員懇談会が開かれた折、土地、建物の購入費をめぐって抵当権設定の調査を問われて調べた結果、４つの銀行の抵当権設定があり、このままでは買えないことがわかり、１億2,127万6,000円の予算執行はできないと変更を余儀なくしたと理解するが、間違いないか。

（６）番、そこで６月14日の本会議でひそかに博物館費を換骨奪胎差しかえの禁じ手を使って補正予算額を７億2,876万3,000円から６億1,128万7,000円に変えたものであるというふうに理解をするが、間違いないか。

（７）、しかしこの予算の博物館費については甲斐市長は記者会見で明らかにするとともに、テレビを使って市民に報告しているし、担当の教育委員会は新聞社に情報を流し、６月４日には４段抜きの大型タイトルで両津博物館と新穂資料館を閉館して25年度中に佐渡博物館に集約すると公表しておるわけであるが、改めてこの点は総務委員会において確認しておるだろうと思うので、事実関係だけをお答えください。

（８）、この事実の変更の説明をせずに、市長は提案理由の説明で、この後が大事なのです。議会の意見を入れて変更したと意味不明な説明をしている。私は、先ほど市長の発言を巻き戻してこれを聞いてきたところでございますから、間違いありませんが、それが事実であるとすれば、市民に公表済みの予算を説明抜きで破棄し、議会と談合して隠蔽、差しかえをしたことになるが、委員会としてはどのような認識をしておるかお尋ねをしたい。

以上、中抜きをして８項目の質問をいたします。お答えください。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

総務文教常任委員長、中川隆一君。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 加賀議員のご質問にお答えいたします。

今本会議始まる前に質問書をいただきました。それで、それにあわせて私がお答えできる範囲でお答えをさせていただきたいと思います。1番、2番、3番は要らないということなので、4番なのですが、このことにつきましては当委員会では審査をしておりません。

それと、5番の6月13日の議員懇談会のというご質問でございますが、6月13日の議員懇談会における議会の意見というのがこの後のご質問の8番、最後のご質問の提案理由の説明で議会の意見とはということだと、そことも一緒になると思うのですけれども、6月13日の議員懇談会における議会の意見についてであります。加賀議員もご存じのとおり、議員懇談会というのは会議の性格上その経緯等を公の場で開陳することは執行部との信義則の観点から余り好ましいことではないと思っておりますので、したがって私のほうからお答えは差し控えたいと思いますので、何とぞご容赦お願いをいたします。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君の質疑を許します。

○22番（加賀博昭君） 通告書をやっておるのに、至って簡単な答弁でございまして、私のほうが拍子抜けをしております。しかし、(4)でございますが、審査していないといったって、委員長たる者、今度の補正予算の目玉といえばこの博物館しかないのです。しかも、博物館には国県補助金がついておらぬというのは予算書見ればわかるではないですか。380万に直したって同じことです。国県補助金ついておるわけではないでしょう。そのぐらいの答弁ができないようでは委員長の軽重が問われます。改めて答弁されるのであれば答弁してください。

それから、差しかえに至る経過についてですが、もし6月13日の議員懇談会というものが行われなかったとすれば、これは間違いなく1億2,127万6,000円というのが議会に提案されて、そこで真実がわかって混乱して大変なことになるか、はたまたこれは議会が議決をするか、それは結果論でございますから、わかりません。ただ、議員懇談会は秘密会で行われておるから、その質疑にお答えするのはいかなものかと、こういうふうな答弁でございますけれども、それなら聞くが、これについては教育委員会の教育長が抵当権設定がされておるのにその調査がきちっとできなかった責任者は誰かというのに対して、担当課長であるということまで明らかにしておるわけです。だから、少なくとも議員懇談会というのは、報道機関その他の関係もございまして、秘密会としておりますが、しかし内容は別に秘密会ではございませんので、私の質問も調べてみたら4つの銀行が抵当権設定しておるということでございまして、これは秘密会でも何でもありません。改めてお答えをされるのであればお答えしてください。私は、先ほども申しました。私が討論をするには、よく質疑をせぬで討論する愚か者もおるのですけれども、やっぱり質疑をやらなくてどうして討論ができるかというのが私の持論でございまして、お聞きしておるのですから、お答えができればできないで、それはそれで結構です。どうぞ。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

総務文教常任委員長、中川隆一君。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 加賀議員にお答えをいたします。

先ほど、申し上げございません、答弁漏れがございました。7番の予算の博物館費については甲斐市長記者会見云々のくだりの質問でございます。新聞に載ったということでもあります。当委員会では、そのことについては審査は全くしておりませんが、私個人としては、公表したことについては私を含め委員各位

は承知しておるといふふうに認識しております。

あと、先ほどの一般会計の大型予算ということなのでありますけれども、1億何がしという金額で予算書が上がってきてあれば大型ということなのでしょうけれども、380万円だったものですから、そういうふうに私正直認識してておりませんでした。

以上であります。

○議長（祝 優雄君） 以上で議案第81号についての質疑を終了いたします。

次に、議案第81号についての討論に入ります。

加賀博昭君の反対討論を許します。

加賀博昭君。

〔22番 加賀博昭君登壇〕

○22番（加賀博昭君） 議案第81号について反対討論を行います。

差し替え前の博物館費は、1億2,127万6,000円でございます。その内訳を市民も聞いておるだろうから、改めて明らかにしてまいります。1、機械器具購入費500万円、庁用器具購入費480万円、建物購入費1,500万円、土地購入費5,238万9,000円、登記料30万円、用地測量委託361万2,000円、設計監理委託310万円、光熱費その他もろもろ合わせて907万5,000円、占めて1億2,127万6,000円が差し替え前の予算金額でございます。これが差し替えられた結果、庁用器具購入費として380万円が差し替えられて81号になっておるわけでございます。これは、実に重大なことなので、今私が申し上げた2つの数字から明らかでございますから、市長の博物館購入費を事実上全部破棄して、さらに詳しい説明を省き、隠蔽処理をしているのがこの予算の特徴でございます。この作業の唯一説明は、先ほど私は記録を紹介しましたが、市長の議会の意見を入れて変更した、わずか13字でございます。わずか13字の発言でこの予算が差し替えられておるところに極めて重大な問題があるわけでございます。もし市長の発言が事実かといっても、これは言うておるのだから事実でございます。しかし、内容においても事実だとすれば、議会でかかわった者は議長、副議長、議会運営委員長と推測します。この予算の差し替えは、禁じ手中の禁じ手と言われておる換骨奪胎差し替え予算であり、議会の役員と議会事務局の見識が問われる重大事件であります。しかも、行政側は禁じ手差し替えを避けるために議案番号86号を用意して議会に臨んだと聞いておりますが、そうすれば81号を欠番としての提案をしておけばこの混乱は避けられたと思います。まさに行政側のふがいなさで議会側の不見識がもたらした事件で、佐渡市政の無気力さを具体的な問題で明らかにした事件として重視しておるわけでございます。このことについては、執行部と議会事務局に事前に説明をし、市民に説明のつかない処理だけは避けるようにと注意をした者としてはこの予算は認めるわけにはいかない。

昨日6月27日、不肖、私は全国市議会議長会から40年のキャリアを持つ議員として特別表彰された。普通の表彰ではないのです。特別表彰されました。その私がこれに正しい意見を付して討論をしなかったら、全国市議会の見識が問われることになります。40年の年輪は、だてに過ごしたものではありません。まさに40年の経歴というのは、私一人のものではなくて、北信越ではただ1人だといふふうに聞いておりますから、その重みをもってこのでたらめな処理について反対討論をするものでございます。この後すぐに皆さんのご賛同というのですが、私は皆さん見識のある議員ですから、そんなことは申しません。反対討論の趣旨を明確にして反対討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（祝 優雄君） 以上で議案第81号についての討論を終了いたします。

これより議案第81号 平成25年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第83号 相川支所・相川消防署庁舎等建設（建築）工事請負契約の締結について及び議案第84号 相川支所・相川消防署庁舎等建設（電気設備）工事請負契約の締結についての質疑に入ります。

中村良夫君の質疑を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 議案第83号と84号、相川支所・相川消防署庁舎建設の建築と電気設備工事請負契約の締結についてお尋ねします。

私は、難しいことは言いませんが、今回の役場を建てるとか消防署を建てるのかは理解をしますが、建設の場所について問題だと。皆さんご存じだと思いますけれども、相川浄化センター近くの海岸の埋立地に、それも目と鼻の先は海です。その海の近くに今回の相川の役場と消防署、2つセットで建てるということですが、住民の生命、財産を守るべき拠点です。建設予定地をいろいろと検討をされて、やっぱりここだと。協議を重ね、ご苦労されましたけれども、結果やっぱりこの海のそばがいいと。建物の津波対策はばっちりで大丈夫ですよと言うと思いますけれども、わざわざ最初から津波が来ることをわかっていて提案するほうも提案するほうだと、私はそう思います。東日本大震災の教訓を生かす津波防災地域づくりに関する法律や基本的な指針などが生かされていますか。最初からわかっていてこういった危険な場所に、それも海のそばに建設することはやはり東日本大震災の教訓は生かされていません。建ててからでは遅いのです。まだ間に合います。法や指針に沿った対応、そういう対応こそ私は必要だと思います。十分時間をかけて建設地は再三検討する必要があります。そこで、常識ある総務文教常任委員会はどのような審査をされたのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

総務文教常任委員長、中川隆一君。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 中村議員のご質問にお答えをいたします。

今回の案件につきましては、あくまでも契約の締結の案件でございまして、予算案ではありません。したがって、今定例会における当委員会の審査におきましては、本事業の内容、ひいては相川支所等の建設場所の妥当性にまで踏み込んだ審査はいたしておりませんし、それらの審査におきましては既に了として今回の契約ということですので、中村議員におかれましてはそうにご了解をお願いいたします。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 以上で議案第83号及び議案第84号についての質疑を終了いたします。

これより議案第83号 相川支所・相川消防署庁舎等建設（建築）工事請負契約の締結についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第84号 相川支所・相川消防署庁舎等建設（電気設備）工事請負契約の締結についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 佐渡市緊急情報伝達システム屋外整備事業工事請負契約の締結についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 佐渡市緊急情報伝達システム整備事業引込設備工事請負契約の締結についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号 平成25年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、さきに議決いたしました議案第81号、83号、84号、78号、79号、87号を除く総務文教常任委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、大澤祐治郎君。

〔市民厚生常任委員長 大澤祐治郎君登壇〕

○市民厚生常任委員長（大澤祐治郎君） 市民厚生常任委員会の委員会報告を申し上げます。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定いたしましたので、会議規則第109条及び第141条の規定に基づき報告をいたします。

議案第74号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、平成25年3月30日に公布された改正地方税法において、固定資産税及び特別土地保有税に係る納税義務者の特例措置等の規定が改められたことに伴い、佐渡市税条例の一部改正を同日付で専決処分したことについて、地方自治法の規定により議会の承認を求めるものであります。審査の結果、承認すべきものと決定いたしました。

議案第86号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、国民健康保険被保険者の前年所得の確定等により行った本算定の結果を受けて、保険税の税率を改めるため、佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。なお、この条例改正により、国民健康保険被保険者1人当たりの保険税額は一般被保険者分において9万7,059円となり、前年度に比べて1万1,143円の増額となるものであります。審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。意見。今回の条例改正は、本年度の国民健康保険事業における医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分等の支出の増加に加え、一方収入において前期高齢者交付金が前年度に比較して大幅な減額となったことによるものであるが、そもそも国保加入者は低所得者層が多いことに鑑み、市は生活困窮者や未成年者等に対する保険税の減免等の対応策を他市の事例も参考に検討すべきである。また、保険税額の算定は前年の所得に応じて行われるが、経済状況の変化に伴う所得の減少に即した保険税の軽減について、適正に対応するよう申し入れをする。

議案第88号 平成25年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成25年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額に1億294万5,000円を追加し、予算総額を72億1,494万5,000円とするものであります。内容は、国民健康保険税の本算定に伴うものであります。

す。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

請願第2号 年金2.5%の削減中止を求める請願。本請願は、年金2.5%削減の実施を中止するよう、国に対して意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定いたしました。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（祝 優雄君） これより議案第86号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第88号 平成25年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑に入ります。

中村良夫君の質疑を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 議案の第86号と88号は、国保関連案件でお尋ねします。国民健康保険税が1万円も上がるよという佐渡市の提案に対して、委員会審査は大変だったと思います。市民の皆さんは、この佐渡市役所から国保税の納税通知書が来たときはびっくりします。国保税が1人当たりですよ、1人ですよ、約8万6,000円が1人約9万7,000円になります。1万1,000円も国保税が上がる。約13%上がるのです。言葉は悪いですけども、1万1,000円も国保税を上げて、これ死にますよ。払えるわけがない。払えない人がいっぱい出ます。病院にもかかれない。健康が悪くなる。悪くなって医者に行くと。医療費がどんどんふえます。国保税がどんどんふえたら払えない人がいっぱい出ると思いますけれども、そこら辺どう審査されましたか。答弁をお願いします。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

市民厚生常任委員長、大澤祐治郎君。

○市民厚生常任委員長（大澤祐治郎君） それでは、お答えをいたします。

まさに、中村良夫さんが質問されたとおりでありまして、当委員会もこんなに皆さんがひいひい言うておるような状況の中であって、この税額を上げることに對して、非常に皆さんのご配慮、あるいはご意見がありました。しかし、さりとて佐渡市がこれから先々進んでいくには、進んでいくべき道しるべはもとより、財源というものをどこに見つけるかということを最終的に究極的に判断したときに、やはりこの方法を選択する以外ないだろうと。したがって、中村さんの質問のとおり、委員会の中でも非常に沈痛、悲痛な意見の交換がありました。喜んで賛成なんかしておる人は一人もいませんでした。当委員会は、先ほど私がご報告申し上げたとおり、市は生活困窮者や未成年者等に対する保険税の減免等の対応策を検討すべきであるというのが委員会のおおむねの空気でありました。

○議長（祝 優雄君） 中村良夫君の質問を許します。

○13番（中村良夫君） 私の言っているとおりだと。ということは、次に、確認だけしておきますけれども、深刻な不景気で市民が収入減って、なかなか国保税を払えないことが大変だとか、病人が出て支出が多くなって国保税を払いたくても払えない人について、保険税の減免の対応策、それと経済状況の変化に伴う所得の減少に即した保険税の軽減について適正に対応することなのです。ご答弁をお願いします。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

市民厚生常任委員長、大澤祐治郎君。

○市民厚生常任委員長（大澤祐治郎君） 中村議員のおっしゃるとおり、聞くたびにこうべが下がる思いが

いたすわけでありますが、されど佐渡市は前を向いて進んでいかなければなりません。最初からこういった財源難ということは皆さん予測がついた話であります。されどこの税金を納めていただいております低所得の皆さん、代表する私ですが、この中でも特に、おかげさまで私は未納というのにはひっかかっておりませんが、未納額も後ほど加賀さんからきつくまた意見が出るかと思いますが、非常に厳しい取り立てを、税務課長は新規で課長になって来たその勢いをかりて取り立てを一生懸命やられたと、そういう結果も出てきております。厳しい中にもやることをやらないと、やはり人間はかすみを食って空気を食って生きておるわけではありません。やるべきことをやって後進に自分たちの市の財産を委ねるべく道を開かなければなりませんので、そういった意味で市長の提案もぎりぎりやぶさかではないかと。後々どこから金鉾でも出て財源が出るというならいざ知らず、この佐渡市の状況ではこれ以上財源を見つけるには至難のわざだと、そういったことで、しかし市長は運営しながらぜひとも痛みのある気持ちを理解していただきたいと、こういうのが我が委員会の総じた気持ちであります。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 次に、加賀博昭君の質疑を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 私の質問はただ一つです。わかりいいのです。国保会計の保険税滞納の実態の本会議での加賀質問と実態の審査を問うというのですから。どういうことかという、税務課長は、よく聞いておいてください、税務課長。何を言うたかという、まだ細部にわたって計算ができておりませんからお答えできませんと、こういう答弁。私は、わかっておるけれども、あそこで恥をかかせてはならぬから、これは市民厚生常任委員会の審査に任せるということで任せた。そこで、委員長に聞きたい。一体国保会計の保険税滞納の実態はどのようになっていますか、お答えください。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

市民厚生常任委員長、大澤祐治郎君。

○市民厚生常任委員長（大澤祐治郎君） お答えをいたします。

さすが40年の全国表彰をいただくだけの加賀さんでありますので、非常に我々のアキレス腱をついた質問をしておりますが、先ほど話題になりました税務課長、私と議会事務局の太田さんと2人で、多分加賀さんはこういう答え、あるいはこういう質問をついてくるだろうとあらかじめ予測をして網を張りましたら、そのとおりに出てきましたので、調査をいたしました。その調査の結果をご報告させていただきますが、平成25年5月末での前回資料と滞納状況との比較をひとつお話しをしてみたいと、こう思っております。所得層が301万から400万、401万から500万、501万から600万、最後に601万というところまでの所得層について滞納状況を課長に調べていただきました。その結果、最初の301から400万の世帯数が18件、それから401から500万、これが10件、501から600万が5件、これで33件になるわけですが、601万以上の方々の特に高い方々の取り立てに課長が鋭意努力したと言うと加賀さんにまたお叱りを受けるかしれませんが、何とか姿を見せたいということで努力をされたようであります。ところが、さりとて33世帯が現在まだ残っておるものですから、その600万の所得層に関しては分納ということもお願いをして一生懸命今取り立てを行っておると、こういう状況でございます。これは、当然加賀先生が一番気にしておった低所得のときにあわせて税率を上げて、また税金をもらう、あわせて前の滞納についてはそのままにしておけな

いから何とかそれをまず回収せよと、そういうお話の中でこういう動きがあったと私も推測しておるわけですが、とにかく加賀さんがおっしゃったお話の中にあった国保税の滞納をなくすることについて、新しい課長を筆頭に一生懸命やっておると、こういうことでありますので、また加賀さんはおまえそこ行って実際に調査したかと、こういう話が出ないとも限りませんが、課長には大変失礼だったのですが、電話で確認をいたしました。間違いなく先ほど私が申しあげました600万までの所得階層に及んでは一生懸命滞納処理が行われたという事実、資料が出てきておりますが、もちろんきれいになるということにはほど遠くなっておりますので、引き続きこの件については努力をしていただきたい。

それから、一番加賀さんが私は特におっしゃると思うのは、600万の高所得層の人たちの滞納処理をしたというが、それはいつまでなのだと言うから25年の末までだと。ところが、それから以後どうなっておるのだ、その人たちは。そこで一服休むというわけではないだろうと、当然そういうきつご意見が出てくるかと思っておりますので、先ほど申しあげたとおり、課長が申しあげた25年度末まで努力をしまして、今これから後ののはまだ決算終わっておりませんので、決算の終わりが、あるいは決算でしっかり締めができた暁には結果報告をいたしますと、こういうお話でございました。したがって、本年5月末までに1,310万8,319円を徴収いたしました。5月末現在における滞納の状況は33世帯、滞納額は1,227万2,681円となったと課長から元気な声を聞きましたが、自分なりに一生懸命やったということを言いたかったのだと思いますが、そういう状況下であります。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君の質疑を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 委員長が間違えた答弁をしておるようであれば、市民厚生常任委員であればそれは間違いですと答弁ができるのです。それが無いというところを見ると、これで統一されておるというふう

に理解をして2回目の質疑をやります。

私の質問はどういうことかという、本会議で乾かなかった保険税の滞納の実態を調べてくれと、調べましたかというのが私の質問なのです。ところが、半端な1,200万余と。とんでもないです、あなた。もし市民厚生常任委員がみんなこんな考え方であつたら、私が実態数字を申しあげますが、間違いはないですか。いいですか。現在の保険税の滞納額は3億1,904万6,000円です。23年度決算で私どもが市長にこれは何とかして取りなさいと言うたときの数字が3億1,228万3,000円なのです。それよりもさらに676万3,000円ふえておるではないですか。これについて、一言も意見がついておらぬというのはどういうことなのですか。もう失格です、あなたたち。それで、先ほど中村君がこんな1人1万1,000円も保険税を上げられたのでは納められないよと、こう言っておる。ところが、私が調べた実態では所得100万未満、これは滞納者の10%しかいないのです。その3億1,900万以上納めておらぬのは所得100万から600万と、つまり所得のあるのが納めていないのです。だから、これは、私はこれ以上3回なんか質問するつもりはありませんが、少なくとも所得100万以上の諸君が寄ってたかって3億1,900万、こんなべらぼうな滞納金額というものを持っておるのです。市長も聞いておいてください、市長。あなた何にもやっておりはせぬではないですか、これでは。ということになるのですが、私の質問が間違えておるのか、もう一回お答えください。

○議長（祝 優雄君） 市民厚生常任委員長、大澤祐治郎君。

○市民厚生常任委員長（大澤祐治郎君） お答えいたします。

加賀さんは、もうちょっとゆったりと余裕を持った人だと思ったけれども、やっぱり年をとったのだから。私は、必ずしも、先ほど申し上げたのは滞納金額をこれだけ集めたという話をしました。実際にまだまだ、未回収の金額は加賀さんがおっしゃったように3億1,228万3,000円であります。

〔「違う」と呼ぶ者あり〕

○市民厚生常任委員長（大澤祐治郎君） 違う。どこが違う。

〔「去年のデータじゃないかな」と呼ぶ者あり〕

○市民厚生常任委員長（大澤祐治郎君） これは24年のやつです。25年ののは、それでは……

〔「3億1,904万6,000円」と呼ぶ者あり〕

○市民厚生常任委員長（大澤祐治郎君） それでは……

〔「市民厚生常任委員は一体何やとるんだ、これは。ハイカラなことを言っておって」と呼ぶ者あり〕

○市民厚生常任委員長（大澤祐治郎君） そう気短に言わぬとゆっくり聞いてくれ。

〔「おまえ答弁せんでもいい。わからんのだから」と呼ぶ者あり〕

○市民厚生常任委員長（大澤祐治郎君） あなたがおっしゃることに対して異議とか異論とか誰も言うておるのではない。そのとおりなのです。とおりだけれども、整理の段階で、さっき私が読み上げたのは24年度の11月30日の結果を申し上げたので、25年の5月末の状況下で先ほど申しましたように301万から400万、401万から500万、501万から600万、それから601万からという中での延滞額の回収を一生懸命やっていたと。しかし、その数は33件でございましたと。徴収済み額は、その中で1,310万8,319円、滞納残額が1,277万2,681円と、これだけのものがまだ滞納残額として未処理の状況下で残っておりますが、しかしこれ5月の末ですので、最後までひとつ出たものはしっかり委員会で精査してまたご報告を申し上げます。以上です。

○議長（祝 優雄君） 以上で議案第86号及び議案第88号についての質疑を終了いたします。

次に、議案第86号及び議案第88号についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔8番 中川直美君登壇〕

○8番（中川直美君） 議案第86号、87号、88号、これは国民健康保険税の税率改正の関連した議案であります。この86号の国民健康保険税の一部を改正する条例制定について、賛成の議員が多数のようですが、市民の立場で反対の討論を述べます。

1つは、先ほど委員長質疑の中でもありましたが、今回の税率改正は、深刻な市民の暮らしの中であって大幅に値上げをするというものであります。1人当たり平均で13%、金額で1万1,143円、年間では1人当たり9万7,059円になるものであります。これは、生まれた赤ちゃんや寝たきりの高齢者にも係るものであります。私どもは、全くもって逆な経済対策だと考えていますが、政権交代をした自公の安倍政権でさえ深刻な不景気から脱却するための経済対策を打っているさなかであります。暮らしも経済もよくなっていないという状況です。マスコミの宣伝するアベノミクスの異常なまでの金融緩和政策は、庶民の暮

らしを直撃しております。円安の影響は、この4月から7月にかけて電気、ガス代からパスタなど小麦製品、あるいは缶詰などの食料品、衣料品や建設資材まで、衣、食、住に値上げが広がっておりますし、しかもこれはまだ序の口で、原油価格の上昇がコストに反映されるには半年ほどのタイムラグがあり、秋ごろには値上げがさらに本格化するという状況です。円安恐慌と言う週刊誌までも出始めましたが、このような経済状況の中での過去最高の国民健康保険税の値上げであります。これでは市民の暮らしは成り立たないどころか、家計の苦しさにさらに追い打ちをかけることになります。委員会の報告でも指摘をしているように、国民健康保険の加入者は低所得者層です。所得階層は、加入者1万6,333人のうち、100万円以下の所得の人数が全体の半分以上を占める8,139人です。200万円の所得までの方は全体で1万2,167人で、全体の75%を占めているわけでありまして。いかに家計における国保税の割合が重くて払いたくても払えない状況になっているかは、市民に聞けばすぐわかることであります。昨年度も大幅に値上げがされ、8万円台の税額でしたが、多くの市民から佐渡市や議員は何を決めているのだと怒りの声が出ました。この国保税の値上げは、そもそも本来国が持つべき負担を引き下げてきた歴代政府、政権にあります。こういった国の悪政から市民の命と暮らしを守ることこそが佐渡市の役割であります。委員会の報告にもありますが、今年度の値上げの大きな要因は、前期高齢者の交付金が昨年比に比べ2億円余り減ったことですが、これは悪名高い後期高齢者医療制度の影響であります。現安倍政権は、構造的に今でも大変な仕組みになっている国保会計を県単位の広域化することを狙っており、それに伴い、さらに大幅な国保の値上げとなります。こういった悪政にはきちんと審判を下さなくては、いつまでたっても国保税の値上げは続きます。市長は、制度の広域化を見据えた値上げだと答弁いたしましたが、この広域化は今国ですら問題ありとして、いまだにさまざまな検討をしているのが実態であります。国の制度に目を向けるのではなく、市民の暮らしの実態に目を向けたものとすべきであります。国保会計の大変さの大もととは国の政治ですが、国に制度の改変を求めることはもちろんであります。深刻な市民の暮らしを守る立場に立つべきだし、市民厚生常任委員会の意見にあるように所得状況に応じた対応をきちんと行うべきであるということを強く指摘をし、国保税大幅値上げに対する反対討論といたします。

○議長（祝 優雄君） 次に、加賀博昭君の反対討論を許します。

加賀博昭君。

〔22番 加賀博昭君登壇〕

○22番（加賀博昭君） 議案第88号について反対討論をいたします。

なぜ反対するかということを目頭明確にしておきます。実は、23年度決算審査特別委員会が資料に基づいて提起したのが滞納金額3億1,228万3,000円というのは、所得100万以上ある人たちが納めていないのです。中村君がさっき言うた、貧しいのは死活問題だと言うておるけれども、この人たちは滞納金額は全体の10%しか滞納していないのです。お金持ちが滞納しておるところに国保会計の深刻な一面があるわけです。

それで、昨年12月の本会議で私のこれどうするのだという質問に対して、甲斐市長は徴収方法を改善して取りますと、こう言うた。それでは、そうやって市長にお任せをしておいたところが3億1,228万3,000円が3億1,904万6,000円、わかりやすく言うと3億2,000万になったわけです。その結果、納めた、納めた、取ったと、こう委員長先ほど言うておるけれども、その連中がまた納めぬからさらに676万3,000円

滞納がふえてしまったわけです。その大半というのは、所得のある者が納めていないのです。ここが深刻なのです。さきからいえば、減免をせねばならぬとか何だとか言うておるけれども、自前の資産が3億2,000万あるのです。これさえ取ればこんなに取らぬでもいいのです。この半分取れば保険税は上げなくともいいという答えが出ておるのです。それを取らないで、職員の徴収を甘やかしておるからどんどん、どんどんふえておるではないか。うそだったら反論してみろと、こう言いたいのですが、これは事実でございます。

私がきょう改めて担当課に、私の試算だとこうなるが、間違いないかと。間違いないと、こう言うのだから、これだけあるのです。市民の皆さん、よく聞いてください。弱い人のために私どもは保険税を安くしなければならぬと思っております。だけれども、所得600万ということは1年間に1,000万以上の収入があるということです。1カ月に80万も収入がある人たちが納めていないのです。そこに佐渡市の国保税の滞納の深刻さと行政の怠慢が露呈しておるのです。私の討論というのは具体的で短いのです。しかし、市民が聞いたらそれは許せぬなと私は思うと思うのです。この実態を何とかせよと言わぬで一体市民厚生常任委員の諸君、何を審査しておったのですかということも厳しく問いながら、この88号の国保の値上げについてはまかりならぬ。6月議会が終わったら加賀報告で詳細にカラー版で出しますので、また市民の皆さん方からそれを見ていただいて、市民厚生常任委員会の顔も思い浮かべていただいて、厳しく、その前に一番責任があるのは市長です。これも厳しく責任を問いたい、こう申し上げて反対討論といたします。

○議長（祝 優雄君） 以上で議案第86号及び議案第88号についての討論を終了いたします。

これより議案第86号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号 平成25年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、さきに議決をいたしました議案第86号、議案第88号を除く市民厚生常任委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、村川四郎君。

〔産業建設常任委員長 村川四郎君登壇〕

○産業建設常任委員長（村川四郎君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第143条の規定に基づき報告します。

平成24年陳情第5号 給水を求める陳情。本陳情は、両尾地内において佐渡市水道の給水を受けるに当たり、加入金免除による給水を求めるものであります。審査の結果、本件は佐渡市水道事業給水条例第28条第2項及び第31条の免除規定には該当しないことから不採択とすべきものとして決定しました。

以上。

○議長（祝 優雄君） これより平成24年陳情第5号 給水を求める陳情についての採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則の定めるところにより原案に賛成の者の起立により行います。

念のため申し上げます。委員長の報告に同意される方は起立しないでください。もう一度申し上げます。委員長の報告に同意される方は起立しないでください。

それでは、お諮りいたします。本案は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立なしであります。

よって、本案は不採択と決しました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午後 3時44分 休憩

午後 3時52分 再開

○議長（祝 優雄君） 再開します。

日程第2 議会改革特別委員会の報告

○議長（祝 優雄君） 日程第2、議会改革特別委員会の報告を行います。

議会改革特別委員長の報告を求めます。

議会改革特別委員長、中川直美君。

〔議会改革特別委員長 中川直美君登壇〕

○議会改革特別委員長（中川直美君） 議会改革特別委員会最終報告書。

本委員会に付託をされた事項について、会議規則第109条の規定により、次のとおり最終報告をする。

- 1、本委員会への付託事項。(1)、議員定数に関すること、(2) 議会改革に関すること。
- 2、委員会の構成と開催状況は別紙のとおりであります。
- 3、委員会の審査の概要と結果。

(1)、議員定数に関すること。本委員会は、平成24年4月25日発足以来、本市議会議員の定数について検討を進めた結果、次期一般選挙より現行の24人を22人に改めることを賛成多数で決定し、平成24年12月21日の本会議において中間報告を行った。同日当該報告の内容を踏まえて当該定数に賛成する者6人による改正定数条例案が本会議に付された結果、同案は賛成多数で可決された。よって、現在本市議会の議員定数は、次期一般選挙より22人となることが決定している。

(2)、議会改革に関すること。①、決定し、既に実施をしている事項。ア、議案の賛否の公表。市民に開かれた議会の観点から、本会議における各議員の表決態度を議会報及び議会ホームページに公表することを決定し、平成24年9月定例会分の表決から実施している。イ、議案のインターネット公開。市民に開かれた議会の観点から、市長が議会へ提出した議案のデータを市ホームページに公開するよう執行部に提言した結果、平成24年12月定例会分の議案から実施している。ウ、討論制限の撤廃。議案に対する討論は、これまで本市議会の申し合わせにより、賛成者、反対者ともに2人ずつまでに制限をしていたが、他市の事例等に鑑みて平成24年12月定例会から当該申し合わせ事項を撤廃した。エ、政務活動費の公開について。政務活動費については、これまでも議会ホームページにおいて一定の内容を公開してきたところであるが、市民に開かれた議会の観点から、平成24年度分から議会ホームページに支出内訳書を公開することとした。

②、決定に至らなかった事項。ア、本会議のインターネット公開。市民に開かれた議会の観点から、本会議の動画をインターネット上に配信すべきではないかとの意見があったが、執行部と意見交換をした結果、経費及び職員の配置等の問題から当面行わないこととした。イ、代表質問の方法について。再質問、再々質問を認めるべきではないかとの意見があったが、意見一致に至らず、当面現行どおりとした。ウ、一般質問の方法について。答弁を含めて1時間とすべきではないか、午前中に2人目の第1回質問を行うなどして散会時間を早めることはできないかなど意見が出されたが、意見一致に至らず、当面現行どおりとした。エ、パソコンの議場持ち込みを認めることについて。資料の閲覧等のためパソコンを議場に持ち込むことについて、積極的に認めるよう申し合わせを改定すべきではないかという意見があったが、意見一致に至らず、当面現行どおりとした。オ、当初予算審査の方法について。当初予算審査の方法について、議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置して審査に当たるべきではないか、常任委員会審査に先立ち、3日間程度の連合審査会を開催して予算の内容把握に努めるべきではないかなど意見があり、協議した結果、本委員会としては連合審査会方式を採用すべきものとして決定した。カ、請願、陳情の審査方法。意見書つきの請願、陳情について、現在各派代表者会議が実質的な審査を行っているが、地方自治法上、常任委員会が審査すべきではないかとの意見があり、協議したが、当面現行どおりとした。また、請願、陳情に付された意見書の審査期間について、現在議会の申し合わせにより4定例会をめどとすると定めているが、これを2定例会程度に短縮すべきではないかとの意見があり、協議したが、当面現行どおりとした。

あとは資料であります。よろしくお願いします。

○議長（祝 優雄君） 以上で議会改革特別委員長の報告は終了しました。

お諮りします。議会改革特別委員会は、本日をもって廃止することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会は本日をもって廃止することに決定しました。

日程第3 発議案第4号

○議長（祝 優雄君） 日程第3、発議案第4号 佐渡空港・小木航路特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

金田淳一君。

〔10番 金田淳一君登壇〕

○10番（金田淳一君）

発議案第4号

佐渡空港・小木航路特別委員会の設置について

佐渡空港・小木航路特別委員会の設置について、地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成25年6月28日

佐渡市議会議長 祝 優雄 様

提出者	佐渡市議会議員	金田淳一
賛成者	〃	中川直美
	〃	根岸勇雄
	〃	金子克己
	〃	村川四郎
	〃	大澤祐治郎
	〃	駒形信雄

佐渡空港・小木航路特別委員会の設置について

佐渡市議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものとする。

記

1 特別委員会の名称

佐渡空港・小木航路特別委員会

2 付託事件

- （1）佐渡空港の拡張整備及び利活用に関する事
- （2）小木・直江津航路の運航体制に関する事

3 委員の定数

8人

4 期間

審査終了までの期間とし、議会閉会中も活動を行う

5 費用

予算の範囲内

以上でございます。ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（祝 優雄君） これより発議案第4号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

佐渡空港・小木航路特別委員会委員の選任

○議長（祝 優雄君） これよりただいまお認めいただきました佐渡空港・小木航路特別委員会について、委員の選任を行います。

佐渡空港・小木航路特別委員会の選任は、会議規則第8条第1項の規定により、議長において指名をいたします。

その氏名は、

佐 藤 孝 君	渡 辺 慎 一 君	加 賀 博 昭 君
猪 股 文 彦 君	村 川 四 郎 君	中 村 良 夫 君
中 川 隆 一 君	大 森 幸 平 君	

以上の8名であります。

ここで、暫時休憩いたします。

午後 4時01分 休憩

午後 4時02分 再開

○議長（祝 優雄君） 再開します。

休憩中、佐渡空港・小木航路特別委員会の正副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長 佐 藤 孝 君

副委員長 渡 辺 慎 一 君

以上であります。

日程第4 発議案第5号

○議長（祝 優雄君） 日程第4、発議案第5号 意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大澤祐治郎君。

〔9番 大澤祐治郎君登壇〕

○ 9 番（大澤祐治郎君）

発議案第 5 号

年金2.5%削減中止を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成25年 6 月28日

佐渡市議会議長 祝 優 雄 様

提出者	佐渡市議会議員	大 澤 祐治郎
賛成者	〃	荒 井 眞 理
	〃	根 岸 勇 雄
	〃	金 子 克 己
	〃	佐 藤 孝
	〃	金 田 淳 一
	〃	中 川 直 美
	〃	駒 形 信 雄

年金2.5%削減中止を求める意見書

平成24年に国会は2.5%年金削減法を含む国民生活に直結する重要法案を成立させたが、年金2.5%削減が実施されれば、高齢者の生活を圧迫することが危惧される。

年金は、高齢者に直接給付されるものであり、特に大都市部以外の地域では、年金の削減が地域経済に大きな影響を及ぼすとともに、消費を冷え込ませ、不況からの脱出への助力とはならないし、国の経済にも負の影響を与えることが懸念される。

さらに、今準備されているデフレ下におけるマクロ経済スライドの実施により、際限なき年金削減の流れに道を開くことにつながり、若者を中心に年金離れが一層進み、年金制度への信頼はさらに低下することが懸念される。

よって、国においては、年金2.5%削減を中止することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ご賛同をお願いをいたしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（祝 優雄君） これより発議案第 5 号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 8 2 号

○議長（祝 優雄君） 日程第 5、議案第82号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第82号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、大澤正興氏の任期が平成25年9月30日をもって満了となるため、その後任に小橋徹鷹氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、任期は法務大臣の委嘱の日から3年間であります。

よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） これより議案第82号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

日程第6 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（祝 優雄君） 日程第6、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

各常任委員長からお手元に配付したとおり閉会中の継続審査等の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査等に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査等に付することに決しました。

○議長（祝 優雄君） これで本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

甲斐市長。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 平成25年第3回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まずもって本定例会に提案いたしました議案につきましては、慎重なご審議を経ていずれも原案どおり可決をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、今議会の一般質問の際には、市政の各分野につきまして多数のご質問をいただきましたが、いずれも厳正に受けとめ、現状及び課題の所在を十分に認識をし、今後の市政執行に心して臨む所存でございます。議決いただきました補正予算につきましては、離島活性化交付金事業や火葬場整備事業など、離島における地域活性化の推進、あるいは公衆衛生の向上を図るため、迅速かつ効果的な事業の遂行に努めてまいります。また、懸案となっております佐渡空港の拡張整備及び小木・直江津航路の運航体制などについて、今後も十分な審議を進めていかなければならないことから特別委員会の設置をお願いしたところでございます。議員の皆様の甚大なるご協力により特別委員会を設置する運びとなり、審議いただくことに

なりました。まことにありがとうございました。

ご承知のとおり、今月25日、9回目のトキ放鳥に向けた訓練が開始されました。トキふれあいプラザは、この3月末にプレオープンを行ったところであります。おかげさまで6月中旬までに約6万7,000人が入場する人気施設となっております。ここで飼育をいたしておる3羽の愛称も決まり、これからの夏観光に向けてさらに誘客増が期待されるところであります。

私自身、早いもので市長に就任してから1年2カ月が経過をいたします。今までも団体や市民の皆様方、いろんなご意見をお聞かせをいただきながら、より広く市民の声を市政に反映するために、そういう中で今年も昨年に引き続き市長とのタウンミーティングを7月中旬から8月中旬にかけて各地区で開催する予定でございます。ぜひ多くの市民の皆様からご参加をいただき、本市の重要課題について活発な意見交換を行い、日本一愛され、選んでもらえる島を目指して全力で課題に取り組んでまいります。

結びになりましたが、間もなく7月、夏本番を迎えますが、議員の皆様におかれましてはくれぐれも健康にご留意いただき、市勢発展のため今後ともご活躍くださいますようご祈念を申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（祝 優雄君） 以上で会議を閉じます。

平成25年第3回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 4時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 祝 優 雄

副 議 長 岩 崎 隆 寿

署 名 議 員 金 光 英 晴

署 名 議 員 金 子 克 己